

富山県社会福祉協議会
介護福祉士等修学資金貸与制度の手引
(令和5年7月～12月入学生対象)

借入希望者用

令和5年度（秋季）

社会福祉法人富山県社会福祉協議会
富山県福祉人材センター

目 次

1. 介護福祉士等修学資金貸与制度の概要	1
2. 申請について	3
3. 提出様式	5
① 修学資金借用申請書(様式第1号)	6
② 身上調書(様式第2号)	8
③ 推薦書(様式第3号)	10
④ 誓約書(様式第6号)	12
⑤ 実務経験証明書	14
⑥ 従事日数内訳書	16
4. 社会福祉法人富山県社会福祉協議会	
介護福祉士等修学資金貸与規程・施行要綱	17

介護福祉士等修学資金貸与制度の概要

1. 貸与対象者 ※以下のいずれにも該当する方

- (1) 文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した学校又は知事が指定した実務者養成施設に在学または入学予定の人で、将来、富山県内において介護福祉士として業務に従事しようとする方
- (2) 学業優秀な方または卒業後に中核的な介護職として就職する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向上心があると認められる方であって、家庭の経済状況から真に修学資金の貸与が必要であると認められる方

※原則、他の奨学金等とあわせて受けることはできません。

2. 募集定員

9名程度

3. 修学資金の種類及び貸与額

貸付額	20万円以内
貸付期間	実務者養成施設に在学する期間
利子	無利子
交付	一括交付

4. 修学資金の返還免除

介護福祉士国家試験に合格した日から、1年以内に介護福祉士の登録を受けた後、富山県内の指定施設（4ページ参照）において、2年間、介護等の業務に従事した場合は、貸与した修学資金の返還を全額免除します。

5. 修学資金の返還猶予（次に該当する場合は返還の猶予が可能です。）

- ①修学資金の貸与を取り消された後、引き続き当該実務者養成施設に在学しているとき
- ②実務者養成施設を卒業した後に、更に介護福祉士養成施設もしくは社会福祉士養成施設に修学しているとき
- ③実務者養成施設を卒業した後に、富山県内の指定施設（4ページ参照）において、介護の業務に従事しているとき
- ④介護福祉士の登録を受けた後、富山県内の指定施設（4ページ参照）において、介護等の業務に従事しているとき

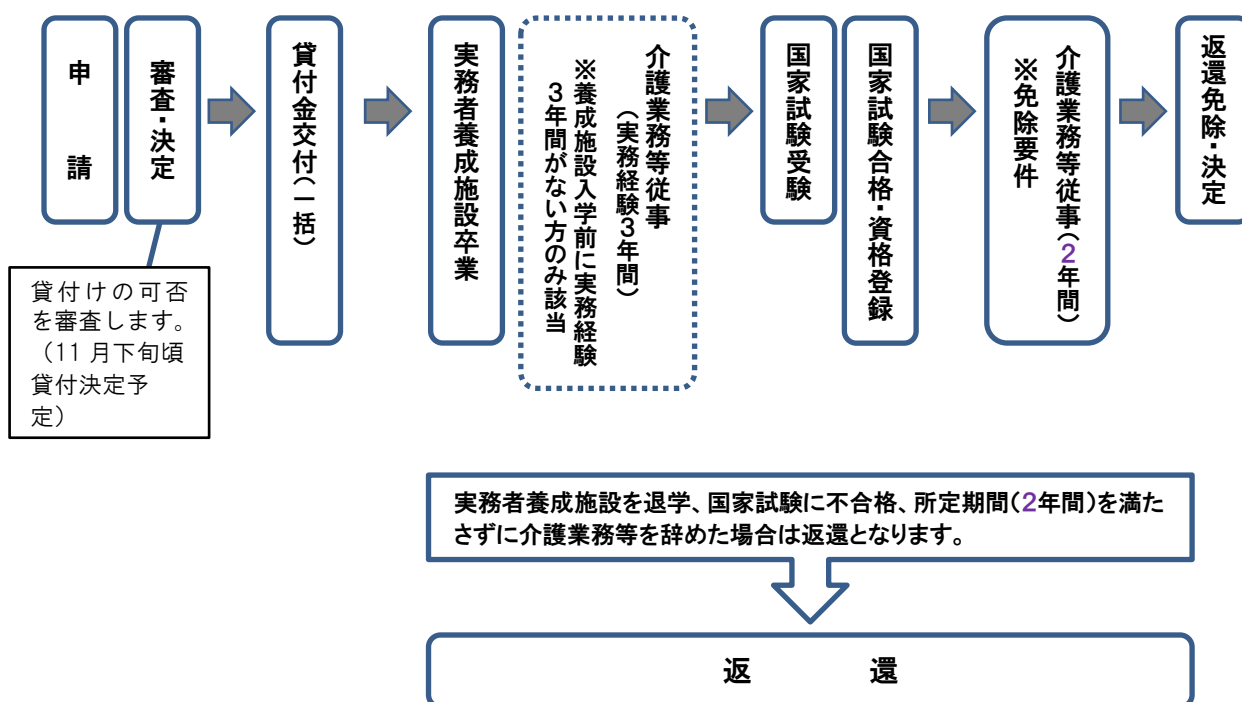
6. 修学資金の返還（次に該当する場合は修学資金を返還していただきます。）

- ①実務者養成施設を退学等により、修学資金の貸与を取り消されたとき
 - ②実務者養成施設卒業した日から1年以内に県内において介護等の業務に従事しなかったとき
 - ③介護福祉士の資格を取得することができなかったとき
 - ④介護福祉士登録後、県内で所定期間（2年間）介護等の業務に従事しなかった等
- ※介護福祉士登録後、業務に従事した期間に応じて返還の一部が免除されることがあります。

7. 募集期間

令和5年8月28日～9月29日（当日消印有効）

【申請から返還免除までの流れ（モデル）】



8. 留意事項

（1）他の奨学金との併用について

- ①実務者養成施設への就学に際して、生活福祉資金や母子寡婦福祉資金から借入れをされた場合、併用貸付はできません。
- ②職業訓練として実務者研修を受講する場合は、本制度の対象とはなりません。
- ③教育訓練給付（専門実践教育訓練給付又は特定一般教育訓練給付）を利用して実務者養成施設へ就学する場合は、本制度との併用が可能です。

（2）国家試験未受験・不合格者への対応について

- ①国家試験が未受験又は不合格であった場合、翌年度以降の国家試験に受験する意思がある場合に限り、当該年度の国家試験までの期間について返還猶予を受け、再度受験することが可能です。
- ②なお、国家資格を取得せず介護業務等に従事しても、返還免除要件である業務従事期間に算定することはできません。
- ③受験資格取得後（実務経験 3 年＋実務者研修受講後）直近の国家試験を受験し、不合格であった場合は、間を空けず、原則連続して受験してください。

申請について

修学資金の貸付を希望する場合は、在学する実務者養成施設を経由して、社会福祉法人富山県社会福祉協議会へ提出してください。

1. 申請期間

令和5年8月28日から9月29日（当日消印有効）

2. 申請書類について

（1）必要書類

- ・修学資金借用申請書(様式第1号)…………… **注1 参照**
- ・身上調書(様式第2号)
- ・実務者養成施設の長の推薦書(様式第3号)
- ・誓約書（様式第6号）
- ・実務経験証明書（実務経験を有する方のみ）
- ・印鑑登録証明書（連帯保証人のもの）
- ・住民票の写し（世帯全員のもの及び連帯保証人のもの（いずれも個人番号を省略したもの））
- ・所得を証明する書類（申請者の生計維持者のもの及び連帯保証人のもの） **注2 参照**
- ・特別な家庭事情に関する証明書…………… **注3 参照**

（注1）連帯保証人の要件（次の要件を満たしている方）

①父母又は後見人でないこと

※申請者が未成年であるときは、連帯保証人は父母又は後見人とする。

②職業を有し、独立の生計を営んでいること

③この修学資金について返済能力があること

④未成年者でないこと（職業を有していても不可）

（注2）家族の所得証明について

（1）給与所得者

- ① 令和3年12月以前から勤務している場合…………… 源泉徴収票の写し
- ② 令和4年1月以降に就職・転職した場合…………… 勤務先の給与見込み証明書
または 給与明細の写し
- ③ 令和5年1月以降に年収が激変した場合…………… 上記①と②の両方の書類
- ④ 令和4年1月以降に退職し、現在無収入の場合
…………… 雇用保険受給資格者証の写し

（2）自営業者、農業従事者…………… 確定申告書の写し

（3）年金、恩給受給者…………… 公的年金源泉徴収票の写し

（4）無収入者…………… 所得証明書（非課税証明書）の原本

（注3）特別な家庭事情に関する証明書

（1）母子・父子世帯（以下の書類のうち、いずれか1つを添付してください。）

- ① 戸籍謄本の写し
- ② 源泉徴収票の写し（「寡婦」欄に印のついたもの）
- ③ 児童扶養手当証書または認定通知書の写し
- ④ ひとり親家庭等医療費受給資格者証の写し

- (2) 就学者のいる世帯…………… 在学証明書または学生証の写し
- (3) 障害のある人のいる世帯…………… 障害者手帳の写し
- (4) 主たる家計支持者が別居している世帯(単身赴任等)
…………… 別居先の1か月分の住居費・光熱水費の
自己負担額を証明する書類
- (5) 長期療養を要する人のいる世帯(以下の書類を両方添付してください。)
 - ① 医師による診断書
 - ② 療養に関わる支出を証明する書類(領収書の写しなど1年分)
- (6) 火災・風水害の被害を受けた世帯(以下の書類を両方添付してください。)
 - ① 消防署または市長村役場の発行する「被災証明書」
 - ② 被災金額の支出を証明する書類(領収書の写しなど)
- (7) 盗難等の被害を受けた世帯
…………… 警察署の発行する「盗難届出証明書」

※ 修学資金の返還債務の免除に係る対象業務

- 1. 富山県内において、下記の施設、職種で業務に従事すること
 - (1) 昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲について」の別添2の介護等の業務の範囲に定める職種
(例) 老人デイサービスセンター・特別養護老人ホームの介護職員、指定居宅サービスの訪問介護員、身体障害者更生施設における介護職員 等
 - (2) 昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲について」の別添2に定める当該施設の長
- 2. 全国を区域とする以下の施設において業務に従事すること
 - (1) 国立障害者リハビリテーションセンター
 - (2) 国立児童自立支援施設
 - ※国立高度専門医療センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第2項の委任を受けた施設、「整肢寮護園」、「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみ園が設置する施設を含む。

提 出 様 式

◎様式はコピーして使用してください。

様式第1号(実)

修学資金借用申請書

年 月 日

富山県社会福祉協議会長 殿

申請者※自筆

(法定代理人※自筆)

介護福祉士等修学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

借用希望金額		円	
受講料		円	
就学期間		年 月～ 年 月 (か月)	
本人	入学した養成施設の名称及び学科名		
	入学年月日及び卒業見込年月日	入学年月日 年 月 日	卒業見込年月日 年 月 日
	住 所	〒	
	氏名及び生年月日	ふりがな	年 月 日生 (歳)
	電話番号	自宅： ()	携帯： ()
	他の奨学金等の利用	無 ・ 有 ()	
県内の施設等への就職意欲 (200 字程度)			
緊急連絡先①	住 所	〒	
	氏名及び 本人との関係	ふりがな	本人との関係
電話番号	自宅： ()	携帯： ()	
緊急連絡先②	住 所	〒	
	氏名及び 本人との関係	ふりがな	本人との関係
電話番号	自宅： ()	携帯： ()	

注1) 未成年者については法定代理人からの申請が必要です。

注2) 本人の住所欄：家族と別居している場合は、家族の住所ではなく本人の住所を記入。

注3) 年齢は令和5年9月1日現在で記入。

※申請書類でいただいた個人情報、本事業以外では使用いたしません。

【記入例・記入要領】

様式第1号(表)

修学資金借用申請書

富山県社会福祉協議会長 殿

申請者(法定代理人) 介護福祉士等修学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請し

200,000 円

150,000 円

就学期間

入学した養成施設の名称及び学科名

入学年月日及び卒業見込年月日

住所

氏名及び生年月日

電話番号

他の奨学金等の利用

県内の施設等への就職意欲

緊急連絡先

緊急連絡先

注1) 注2) 注3)

●●年●月●日

申請者が未成年者の場合は法定代理人を記入してください。 ※法定代理人 親権者もしくは後見人

期間は入学した月から養成施設卒業見込年月まで

9月1日現在の年齢

該当する番号を○で囲んでください。

本人

緊急連絡先

緊急連絡先

注1) 注2) 注3)

様式第2号(実)

身 上 調 書					
氏 名				性 別	男 女
最終学歴		年 月 (卒業・中退)			
家 族 の 状 況	家族の住所	〒			
		電話番号 () -			
	氏 名	本人と の続柄	生年月日 (令和5年9月1日現在の年齢)	職 業	年所得 (税込み)
			年 月 日 (歳)		千円
			年 月 日 (歳)		千円
			年 月 日 (歳)		千円
			年 月 日 (歳)		千円
			年 月 日 (歳)		千円
			年 月 日 (歳)		千円
			年 月 日 (歳)		千円

【記入例・記入要領】

様式第2号

身 上 調 書					
氏 名		富山 花子			
最終学歴		富山県立 ○○高等学校 普通科 ○○年3月 (卒業・中退)			
家 族 の 状 況	家族の住所	〒XXX-XXXX ○○○○○○○○○○ 電話番号 (XXX) XXX-XXXX			
	氏 名	本人と の続柄	生年月日 (令和5年9月1日)	職 業	年所得 (税込み)
	富山 一郎	父	△年△月○日	会社員	6,000 千円
	富山 和子	母	△年△月○日	パート	1,200 千円
	富山 春子	妹	△年△月○日	学生 国立××大学2年 同居	0 0 千円
	富山 太郎	祖父	△年△月○日	無職 (障害者)	0960 千円

おおよその年所得金額(年金受給者の場合は年金額)を記入してください。

学生の場合は学校名、学年、同居・別居の別を記入してください。

家族に障害者、長期療養者がいる場合はその旨を記載してください。

様式第3号 ㊦

推 薦 書

年 月 日

富山県社会福祉協議会長 殿

養成施設の長

氏 名

印

次の者は、社会福祉法人富山県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸与規程の規定による修学生として適当であると認め、推薦します。

氏 名		推薦順位	位
家計と学資状況の判定			
1. 学資をまったく支弁し得ないもの			
2. 学資の一部を支弁し得ないもの			
3. 学資をどうにか支弁し得るもの			
4. 学資の支弁についてまったく問題がないもの			
人物の総評			
推薦の参考事項			

【記入例・記入要領】

様式第3号㊤

この様式は養成施設で記入
いただくものです。

推 薦 書

〇〇年〇月△日

富山県社会福祉協議会長 殿

養成施設の長 〇〇短期大学長
氏 名 △△ △△△

印

次のものは、社会福祉法人富山県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金
貸与規程の規定による修学生として適当であると認め、推薦します。

氏 名	富山 花子	推薦順位	1 位
家計と学資状況の判定			
1. 学資をまったく支弁し得ないもの			
2. 学資の一部を支弁し得ないもの			
3. 学資をどうにか支弁し得るもの			
4. 学資の支弁についてまったく問題がないもの			
人物の総評			
.....			
.....。			
推薦の参考事項			
.....。			

家庭の状況等、
参考となる事項
がありましたら
記入願います。

様式第6号(実)

誓 約 書

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

申 請 者 住 所 〒

(申請者自筆)

氏 名 印

電話番号 (自宅)

(携帯)

連帯保証人 住 所 〒

(保証人自筆)

氏 名 実印

電話番号 (自宅)

(携帯)

年 所 得 [千円]

申請者との関係 []

私は、下記のとおり修学資金の貸与が決定し、貸与を受けるにつきましては、社会福祉法人富山県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸与規定等を遵守し、介護福祉士等となった後は、直ちに県内において介護又は相談援助の業務に従事することを誓います。

なお、修学資金の返還の債務が生じたときは、返還期限までに確実に返還します。

連帯保証人は、返還の債務を本人と連帯して負担します。

貸与金額	金 円
------	-----

(添付書類)

1. 印鑑登録証明書(連帯保証人のもの)
2. 住民票の写し(申請者の世帯全員のもの及び連帯保証人のもの(いずれも個人番号を省略したもの))
3. 所得を証明する書類(申請者の生計維持者のもの及び連帯保証人のもの)

【記入例・記入要領】

様式第6号㊤

誓 約 書

〇〇年〇月△日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

申 請 者 住 所 〒XXX-XXXX

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 富山 花子 (印)

電話番号(自宅)〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(携帯)〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇

連帯保証人 住 所 〒XXX-XXXX

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 立山 二郎 (実印)

電話番号(自宅)〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(携帯)〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇

年 所 得 [8,263 千円]

申請者との関係 [伯父]

私は、下記のとおり修学資金の貸与が決定し、貸与を受けるにつきましては、社会福祉法人富山県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸与規定等を遵守し、介護福祉士等となった後は、直ちに県内において介護又は相談援助の業務に従事することを誓います。

なお、修学資金の返還の債務が生じたときは、返還期限までに確実に返還します。

連帯保証人は、返還の債務を本人と連帯して負担します。

貸与金額	金 2 0 0 , 0 0 0 円
------	-------------------

(添付書類)

1. 印鑑登録証明書（連帯保証人のもの）
2. 住民票の写し
(申請者の世帯全員のもの及び連帯保証人のもの(いずれも個人番号を省略したもの))
3. 所得を証明する書類（申請者の世帯全員のもの及び連帯保証人もの）

ここに記入された
連帯保証人は、貸与開始から返還免除までの申請・届出手続きに関係します。誓約書提出後、**連帯保証人の住所等**を**変更する場合は**、「**変更届（様式第15号）**」にて**変更の届出を行ってください**。

印鑑証明を添付し、必ず**実印**で押印すること

《参考》連帯保証人の要件

連帯保証人は、下記の(1)(2)の要件にあてはまる者としてください。

- (1) 申請者が未成年者の場合は、父母又は後見人であること
- (2) 申請者が成年の場合は、次の①～③の要件全てに該当する者であること
 - ① 独立の生計を営んでいること
 - ② この借入金について返還能力があること
 - ③ 未成年者でないこと（職業を有していても不可）

(介護福祉士等修学資金貸与(実務者用))

※同一期間内に複数の事務所に所属する(掛け持ちしている)方の場合、所属する事務所ごとに「実務経験証明書」を提出いただく必要があります。

実 務 経 験 証 明 書

年 月 日

富山県社会福祉協議会長 殿

住所 〒

氏名

印

TEL () ー

実務者養成施設名

法人名 及び 施設・事業所 名称										
	介護保険事業者番号または障害福祉サービスの事業所番号(認定コード)									
所在地	〒 ー									
	TEL () ー									
施設・事業所 種別			職 種							
従 事 期 間 及び 介護等の業務に 従事した日数	年 月 日 から 年 月 日まで ※従事期間は本修学資金申込日前日までの期間を記入ください。									
	従事期間(上記従業期間)					日				
	従事日数 (上記従事期間に実際に勤務した日数)					日				

上記のとおり、介護等の業務の実務経験を有することを証明します。

年 月 日

富山県社会福祉協議会長 様

施設の所在地

施 設 名

法 人 名

代 表 者 名

印

【記入例・記入要領】

※同一期間内に複数の事務所に所属する(掛け持ちしている)方の場合、所属する事務所ごとに提出いただく必要があります。

実 務 経 験 証 明 書

年 月 日

富山県社会福祉協議会長 殿

住所 〒XXX-XXXX
氏名 富山 花子
TEL (XXX) - XXX - XXXX
実務者養成施設名 ○○福祉専門学校



法人名 及び 施設・事業所 名称	社会福祉法人○○○○ 特別養護老人ホーム△△△										
	介護保険事業者番号または障害福祉サービスの事業所番号(認定コード)										
所在地	〒XXX-XXXX ○○○○○○○○○○○○ TEL (XXXX) - XX - XXXX										
施設・事業所 種別	特別養護老人ホーム			職 種		介 護 職					
従 事 期 間 及び 介護等の業務に 従事した日数	2010年12月5日から2012年11月3日まで ※従事期間は本修学資金申込日前日までの期間を記入ください。										
	従事期間(上記従業期間)					700 日					
	従事日数 (上記従事期間に実際に勤務した日数)					280 日					

上記のとおり、介護等の業務の実務経験を有することを証明します。

〇〇年〇〇月〇〇日

富山県社会福祉協議会長 様

施設の所在地
施設名
法人名
代表者名



代表者の押印
(公印)を受け
提出してください。

社会福祉法人富山県社会福祉協議会
介護福祉士等修学資金貸与規程・施行要綱

○社会福祉法人富山県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、介護福祉士又は社会福祉士（以下「介護福祉士等」という。）を養成する施設に在学する者であつて、将来、県内において介護福祉士等として業務に従事しようとするものに対し、修学資金を貸与することによりその修学を容易にし、もって県内における介護福祉士等の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「業務」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下この条において「法」という。）第7条第4号に規定する指定施設における法第2条第1項に規定する相談援助の業務又は同条第2項に規定する介護等の業務をいう。

2 この規程において「養成施設」とは、法第7条第2号若しくは第3号又は第40条第2項第1号から第3号までの規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した学校又は知事が指定した養成施設をいう。

3 この規程において「実務者養成施設」とは、法第40条第2項第5項の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した学校又は知事が指定した養成施設をいう。

(修学資金の貸与)

第3条 会長は、次の各号いずれにも該当する者に対し、介護福祉士等修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与することができる。

(1) 養成施設又は実務者養成施設に在学する者又は入学予定の者であつて、将来、介護福祉士等の登録を受けた後、県内において業務に従事しようとする者

(2) 学業優秀な者又は卒業後に中核的な介護職として就職する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者であつて、家庭の経済状況等から真に修学資金の貸与が必要と認められる者

(貸与期間及び貸与額等)

第4条 貸与期間は、貸与の開始の月から養成施設又は実務者養成施設を卒業する日の属する月までの間、貸与するものとする。

2 修学資金の貸与額は、養成施設に在学する者にあつては月額上限50,000円、実務者養成施設に在学する者にあつては上限200,000円とする。ただし、養成施設に在学する者については、貸与の初回に入学準備金として200,000円（実務者養成施設在学中に修学資金の貸与を受けた者にあつては、200,000円から実務者養成施設在学中に貸与を受けた金額を減じた金額に限る。）を、最終回に就職準備金として200,000円（修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）が社会福祉士短期養成施設等に在学する者である場合にあつては初回又は最終回のいずれかに限る。）を加算することができる。

3 貸与申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯を含む。）の者であつて、養成施設等に入学し、在学する者については、養成施設に在学する期間の生活費の一部として、1月あたり、貸与対象者の貸与申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別表に定める額を加算（以下「生活費加算」という。）することができるものとする。

なお、生活費加算の額は、貸与後の加齢や転居等により対応する区分が異なることとなった場合も、貸与期間中の加算額の見直しは要しないものとする。また、入学日が異なることにより加算額が異なることは適当ではないことから、年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする。

4 卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者にあつては国家試験受験対策費用として1年度あたり40,000円を加算することができる。

5 貸与する修学資金には、利息を付さない。

(連帯保証人)

第 5 条 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。この場合において、修学資金の貸与を受けようとする者が未成年者であるときは、連帯保証人は、その者の法定代理人でなければならない。

(貸与の取消し)

第 6 条 会長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与を取り消すものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) その他修学資金を貸与することが適当でないと認められるとき。

(貸与の停止等)

第 7 条 会長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分までの修学資金の貸与を行わないものとする。

2 会長は、修学生が正当な理由がなくて第 12 条に規定する書類を提出しない場合には、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(理由の提示)

第 7 条の 2 会長は、第 6 条又は前条第 1 項の規定により修学資金の貸与を取り消し、又は停止するときは、当該修学生に対してその理由を示さなければならない。

(返還)

第 8 条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、要綱で定めるところにより、貸与を受けた修学資金を返還しなければならない。

- (1) 第 6 条の規定により、修学資金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 当該養成施設を卒業した日（介護福祉士となる資格を有する場合に限る。）又は当該養成施設を卒業し、社会福祉士試験もしくは介護福祉士試験に合格した日から 1 年以内に介護福祉士等の登録を受けず、又は県内（要綱で定める施設を含む。以下同じ。）において業務に従事しなかったとき。
- (3) 法第 40 条第 2 項第 5 号の規定に該当する者が、該当することとなつた日の属する年もしくはそれ以降の年の介護福祉士試験に合格した日から 1 年以内に介護福祉士の登録を受けず、又は県内において業務に従事しなかったとき。
- (4) 県内において業務に従事したことがない者が実務者養成施設を卒業した日から 1 年以内に県内において業務に従事しなかったとき。
- (5) 業務外の事由により死亡し、又は県内において業務に従事しなくなったとき。

(返還の猶予)

第 9 条 会長は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 第 6 条の規定により修学資金の貸与を取り消された後、引き続き当該養成施設に在学しているとき。
- (2) 当該養成施設を卒業した後、更に要綱で定める養成施設において修学しているとき。
- (3) 介護福祉士等の登録を受けた後、県内において業務に従事しているとき。
- (4) 当該実務者養成施設を卒業した後、県内において業務に従事しているとき又は更に養成施設において修学しているとき。
- (5) 災害、病気、負傷その他やむを得ない事由があると認められるとき。

(返還の免除)

第 10 条 会長は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の全部の返還を免除するものとする。

- (1) 当該養成施設を卒業した日（介護福祉士となる資格を有する場合に限る。）又は社会福祉士試験もしくは介護福祉士試験に合格した日から 1 年以内（要綱で定める場合にあっては、2 年以内）に介護福祉士等の登録を受けた後県内において業務に従事し、かつ、引き続き当該業務に従事した期間（従事する事業所の法人における人事異動等により、修学資金の貸与を受けた者の意思によらず、県外において業務に従事した期間については、県内において業務に従事した期間に含めるものとする。）が要綱で定める期間に達したとき。
- (2) 前号の業務に従事した期間内に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により業務に従事することができなくなったとき。

2 会長は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 心身の故障により修学資金を返還することが困難になったとき。
- (3) 長期間所在不明となっている場合等修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したとき。
- (4) 県内において修学資金の貸与を受けた期間（介護福祉士実務者養成施設卒業者については 1 年）以上の期間、業務に従事したとき。

(延滞利息)

第 11 条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3 パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

ただし、当該延滞利息が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利息を債権として調停しないことができる。

(書類の提出)

第 12 条 修学生は、要綱で定める書類を会長に提出しなければならない。

(要綱への委任)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、要綱で定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 1 月 6 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

(別表)

(単位：円)

年齢	級地区分					
	1 級地-1	1 級地-2	2 級地-1	2 級地-2	3 級地-1	3 級地-2
19 歳以下	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70 歳以上	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

※級地区分の適用地域については、「生活保護法による保護の基準」(昭和 38 年厚生労働省告示第百五十八号)」に準ずる。

○社会福祉法人富山県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸与規程施行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人富山県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸与規程（以下、「規程」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学資金申請手続等)

第2条 修学資金の貸与を受けようとする者は、修学資金借用申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに会長に提出するものとする。

- (1) 身上調書（様式第2号）
- (2) 養成施設又は実務者養成施設の長の推薦書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第6号）
- (4) 学業成績証明書
- (5) 規程第4条第2項に定める1月あたりの貸与対象者の借用申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本とした加算（以下「生活費加算」という。）の貸与を受けようとする者にあつては、生活保護受給世帯に準ずる経済状況であることを証する書類
- (6) 印鑑登録証明書（連帯保証人のもの）
- (7) 住民票の写し（申請者の世帯全員のもの及び連帯保証人のもの（いずれも個人番号を省略したもの））
- (8) 所得を証明する書類（申請者の生計維持者（父母等）及び連帯保証人のもの）

2 生活保護受給世帯の者で修学資金の貸与を受けようとする者は、修学資金借用申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに会長に提出するものとする。

- (1) 学業成績証明書
- (2) 福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書

(貸与決定等)

第3条 会長は、規程第3条に該当する者に対し修学資金を貸与することができる。ただし、生活費加算については、生活費加算の貸与対象者に係る家庭の経済状況等が次のいずれかに該当する者について行うものとする。

- (1) 貸与申請時に生活保護受給世帯の者であつて、規程第2条第2項に定める養成施設に就学する者
 - (2) 前号に準ずる経済状況にある者として、知事が必要と認める者
- 2 修学資金の貸与を受けようとする者の選考は、前条第1項の規定により提出された申請書等の審査によって行うものとする。
- 3 会長は、修学資金の貸与を受ける者の選考を行ったときは、その結果を申請者及び申請者が在学している養成施設又は実務者養成施設の長に修学資金貸与決定通知書（様式第4号）又は修学資金貸与不承認決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。
- 4 申請者は、前項の修学資金の貸与決定通知を受けたときは、その日から20日以内に口座振替届（様式第11号）を会長に提出するものとする。
- 5 生活保護受給世帯の者で修学資金の貸与を受けようとする者の選考は、会長が、前条第2項の規定により提出された申請書及び貸与申請者の居住地を管轄する福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）からの意見を確認して行うものとし、選考後、福祉事務所長に対し貸与の可否を連絡するものとする。
- 6 会長は、貸与申請時に生活保護受給世帯の者で修学資金の貸与を受けようとする者に貸与決定を行った場合は、貸与決定を行った者が生活費加算と生活保護の支給を同時に受けて

いないことを確認するものとする。

(修学資金の貸与)

第4条 修学資金は、3か月分ずつ、併せて貸与する。ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 規程第7条第1項の規定により修学資金の貸与を停止された者が、停止されるべき月に係る修学資金の貸与を既に受けているときは、その修学資金は、当該停止の理由がやんだ月の翌月以降の修学資金として貸与したものとみなす。

(連帯保証人)

第5条 規程第5条に規定する連帯保証人は、独立の生計を営む者であつて、かつ、返還すべき債務を負担することができる資力を有する者であつて、会長が適当と認める者とする。

- 2 連帯保証人は、原則として県内に住所を有する者とする。

(修学資金借用書の提出)

第6条 修学生は、当該養成施設又は実務者養成施設を卒業するときにあつてはその卒業する日までに、修学資金の貸与を取り消されたときにあつてはその取り消された日から7日以内に、連帯保証人と連署の上、修学資金借用書(様式第7号)を会長に提出するものとする。

- 2 連帯保証人は、修学生が養成施設又は実務者養成施設に在学中死亡したときは、直ちに修学資金借用書を会長に提出するものとする。

(返還の猶予期間の特例)

第7条 規程第8条第2号及び同条第3号の要綱で定める場合は、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により社会福祉士試験もしくは介護福祉士試験を受験せず、又は当該試験に合格しなかった場合で、翌年の当該試験を受験する意思があると会長が認めたとき。

(要綱で定める県外の施設)

第8条 規程第8条第2号の要綱で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設、独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関又は国立高度専門医療研究センターであつて児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第2項の委託を受けた施設、整肢療護園、むらさき愛育園及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設
- (2) 東日本大震災等における被災県(岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。)にある社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第7条第4号に規定する指定施設

(返還の方法)

第9条 規程第8条の規定により修学資金を返還する者は、同条各号に該当する事由の生じた日から20日以内に修学資金返還計画書(様式第8号)を会長に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 修学資金の返還は、当該返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間の2倍に相当する期間(修学資金の返還が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間)内において、月賦又は半年賦の均等払により行うものとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

(修学資金返還猶予申請書)

第 10 条 規程第 9 条に規定する修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、同条各号に該当する事由の生じた日から 60 日以内に修学資金返還猶予申請書（様式第 9 号）を会長に提出するものとする。

(要綱で定める養成施設)

第 11 条 規程第 9 条第 2 号の要綱で定める養成施設は、介護福祉士の養成施設又は実務者養成施設を卒業した者にあつては社会福祉士の養成施設、社会福祉士の養成施設を卒業した者にあつては介護福祉士の養成施設とする。

(返還の猶予期間)

第 12 条 規程第 9 条第 4 号の規定により修学資金の返還を猶予する期間は、1 年以内とする。ただし、更にその事由が継続するときは、3 年を限度として猶予の期間を延長することができる。

(返還の免除)

第 13 条 規程第 10 条第 1 項第 1 号の要綱で定める場合は、社会福祉士の登録を受けた者が当該養成施設を卒業した日から 1 年以内に規程第 2 条第 1 項に規定する業務以外の社会福祉事業の職種に従事し、かつ、当該社会福祉士の業務に従事する意思があると会長が認めるときとする。

2 規程第 10 条第 1 項第 1 号の要綱で定める期間は、養成施設卒業者については、5 年（過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項及び第 33 条に規定する過疎地域において業務に従事した場合又は中高年離職者（養成施設又は実務者養成施設の入学時に 45 歳以上の者であつて、離職して 2 年以内のものをいう。）が業務に従事した場合にあつては、3 年）、実務者養成施設卒業生については、2 年とする。

3 ホームヘルパー、家政婦等の業務に従事している者に係る在職期間については、市町村又は有料職業紹介所等に登録した期間を含めて差し支えないものとし、同時に 2 以上の市町村等において業務に従事した期間は、1 の期間として計算して通算しないものとする。

4 会長は、修学資金の貸与を受けた者が規程第 10 条第 2 項各号の規定に該当するに至ったときは、業務に従事した期間を修学資金の貸与を受けた期間（1 年を 180 日として換算する。なお、この期間が 2 年に満たないときは 360 日とする。）の 2 分の 5（中高年離職者等にあつては、2 分の 3）に相当する期間（実務者研修受講資金貸付事業の貸付額については 360 日）で除して得た数（この数が 1 を超えるときは、1）を返還すべき額に乗じて得た額以内の額の返還を免除することができる。

(修学資金返還免除申請書)

第 14 条 規程第 10 条に規定する修学資金の返還の免除を受けようとする者は、同条第 1 項各号又は第 2 項各号に該当する事由の生じた日から 20 日以内に修学資金返還免除申請書（様式第 10 号）を会長に提出するものとする。

(従事期間の計算)

第 15 条 規程第 10 条の業務に従事した期間を計算する場合においては、業務に従事することを開始した日から終了した日までを算入するものとする。

2 前項の期間を計算する場合において、当該期間中に育児休業、休職、停職その他これらに準ずる休業（以下この項において「育児休業等」という。）の期間があるときは、育児休業等の期間の開始日から終了日までの日数を控除するものとする。ただし、育児休業等の期間

が終了した月において、再び育児休業等の期間が開始したときは、その月を1月として控除するものとする。

(書類の提出)

第16条 規程第12条の要綱で定める書類は、在学証明書とし、毎年4月15日までに提出するものとする。

(届出)

第17条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、連帯保証人と連署の上、直ちに、会長に届け出るものとする。

- (1) 養成施設又は実務者養成施設を退学し、休学し、又は養成施設に復学したとき。
 - (2) 養成施設又は実務者養成施設において退学又は停学の処分を受けたとき。
 - (3) 修学資金の貸与を受けた者又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。
 - (4) 修学資金の貸与を辞退しようとするとき。
 - (5) 修学に堪えない程度の心身の故障が生じたとき。
 - (6) 介護福祉士等として登録を受けたとき。
 - (7) 規程第2条第1項に規定する業務に従事し、又は従事しなくなったとき。
 - (8) 勤務先の名称及び所在地に変更があったとき。
- 2 修学資金の貸与を受けた者が死亡したとき、又は自ら前項の規定による届出をすることができないときは、その連帯保証人が届け出るものとする。

(雑則)

第18条 この要綱で定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年1月6日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から適用する。

《申請・問合せ先》

社会福祉法人富山県社会福祉協議会

富山県福祉人材センター

〒930-0094 富山市安住町 5 番 21 号

富山県総合福祉会館（サンシップとやま）

TEL 076-432-6156 / FAX 076-432-6532

（無料職業紹介事業許可番号 16-ム-010005）